

別表第1-1 (第3条関係)

事業	給付対象事業者		給付基準額	
(1) 高知県医療従事者処遇改善等支援事業	ア 賃上げ支援事業	有床診療所 (※1) (医科・歯科)	使用許可病床数×72千円	
		無床診療所 (医科・歯科)		1施設×150千円
		薬局 (※2)	(5店舗以下)	1施設×145千円
			(6店舗以上19店舗以下)	1施設×105千円
			(20店舗以上)	1施設×70千円
	訪問看護ステーション		1施設×228千円	
	イ 物価支援事業	有床診療所 (※3) (医科・歯科)		1施設×13千円
		無床診療所 (医科・歯科)		1施設×170千円
		薬局 (※2)	(5店舗以下)	1施設×85千円
			(6店舗以上19店舗以下)	1施設×75千円
(20店舗以上)			1施設×50千円	

(※1) 使用許可病床数が2床以下の場合は、1施設×150千円を給付する。

(※2) 薬局の店舗数は、厚生(支)局へ届け出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療科の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数とする。

(※3) 使用許可病床数が13床以下の場合は、1施設×170千円を給付する。

別表第1-2（第3条関係）

事業	給付対象事業者	給付基準額
(2) 高知県 物産 高騰 緊急 対策 事業	病院	390千円＋病床数（休床分を除く）×4千円
	有床診療所 （医科）	269千円＋病床数（休床分を除く）×4千円
	無床診療所 （医科・歯科）	1施設×85千円
	薬局	1施設×42千円
	訪問看護ステーション	1施設×42千円
	助産所	1施設×20千円
	施術所	1施設×12千円

※対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※公立施設は対象外とする。

※対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（以下「あはき法」という。）第9条の2第1項及び第9条の3又は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。